

1 後見開始の審判申立書

受付印	<input checked="" type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助) 開始等申立書 <small>※該当するいずれかの部分の□にレ点(チェック)を付してください。</small>		
	※収入印紙(申立費用)をここに貼ってください。 後見又は保佐開始のときは、800円分 保佐又は補助開始+代理権付与又は同意権付与のときは、1,600円分 保佐又は補助開始+代理権付与+同意権付与のときは、2,400円分 【注意】貼った収入印紙に押印・消印はしないでください。 収入印紙(登記費用)2,600円分はここに貼らないでください。		
	収入印紙(申立費用) 円		
	収入印紙(登記費用) 円	準口頭	関連事件番号 年(家)第 号
予納郵便切手 円			
○ ○ 家庭裁判所 支部・出張所 御中 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	申立人又は相手続 代理人の記名押印	東 田 良 夫 ㊟	

申立人	住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 ()
	ふりがな 氏 名	ひがし だ よ し お <input type="checkbox"/> 大正 東 田 良 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 生 <input type="checkbox"/> 平成 (〇 〇 歳)
	本人との 関 係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 甥姪 <input type="checkbox"/> その他の親族(関係:) <input type="checkbox"/> 市区町村長 <input type="checkbox"/> その他()
手続代理人	住 所 (事務所等)	〒 - <small>※法令により裁判上の行為をすることができる代理人又は弁護士を記載してください。</small>
	氏 名	電話 () ファクシミリ ()
本人	本 籍 (国 籍)	○ ○ 都 道 府 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁目 ○ 番 地
	住 民 票 上 の 住 所	<input type="checkbox"/> 申立人と同じ 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
	実 際 に 住 ん で いる 場 所	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票上の住所と同じ 〒 - <small>※病院や施設の場合は、所在地、名称、連絡先を記載してください。</small>
	ふりがな 氏 名	ひがし だ よ し こ <input type="checkbox"/> 大正 東 田 良 子 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 生 <input type="checkbox"/> 平成 (〇 〇 歳)
		病 院 ・ 施 設 名 () 電 話 ()

[解説]

根拠

後見開始(民7)の申立ては、別表第1の1の項の家事審判事件である。

概要

- 1 後見の開始申立て 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者について、家庭裁判所は、申立権者の請求により、後見開始の審判をすることができる(民7)。精神上の障害により「事理を弁識する能力を欠く常況」の程度については、行為の結果については是非を弁別する能力を欠いていることをいう。これには、一時的に本心に復する場合も含むと解されている。
- 2 成年後見人選任申立て 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人として、これに成年後見人が付される(民8)。後見開始の審判をするとき、家庭裁判所は、職権で、成年後見人を選任するから(民843①)、この場合、成年後見人選任申立ては不要である。
- 3 保佐開始の審判等の取消し 家庭裁判所は、後見開始の審判をする場合、本人が被保佐人又は補助人であるときは、本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない(民19①、家事手続別表1②③)。取消審判は、家庭裁判所の職権で行われる。
- 4 成年被後見人がした法律行為の取消し 成年被後見人がした法律行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為を除いて、これを取り消すことができる(民9)。取消権者は、成年被後見人及び成年後見人である(民120①)。
- 5 家庭裁判所の考慮事項 家庭裁判所は、成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無(成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及び代表者と成年被後見人との利害関係の有無)、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない(民843④)。

申立手続

- 1 申立権者 本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官(民7)、市町村長(精神51の11の2、知障28、老福32)、任意後見契約が登記されている場合、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人(任意後見10②)。
- 2 管轄 成年被後見人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所(家事手続117①)。
- 3 申立費用 収入印紙800円(民訴費3①・別表第1⑮)、予納郵便切手3,270円(500円3枚、100円5枚、84円10枚、63円4枚、20円5枚、10円6枚、5円2枚、1円8枚)、予納収入印紙2,600円(手数料令14①I)、鑑定料。

188 遺留分侵害額の請求調停申立書

受付印	家事 <input checked="" type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 申立書 事件名 (遺留分侵害額の請求)
収入印紙 円	(この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。)
予納郵便切手 円	(貼った印紙に押印しないでください。)

○ ○ 家庭裁判所 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	申立人 (又は法定代理人など) の記名押印	東 田 良 夫 (印)
-----------------------------	-----------------------------	-------------

添付書類	(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) 戸籍(除籍・改正原戸籍謄本・全部事項証明書)○通、不動産登記事項証明書○通、固定資産評価証明書○通、残高証明書○通 遺言書写し	進口頭
------	---	-----

申立人	本籍(国籍)	(戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。) 都 道 県
	住所	〒 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁目 ○ 番 ○ 号
	フリガナ名	ヒガシ ヤマ ケン タ 東 ヤマ ケン タ 太 (本正昭和令和) ○ 年 ○ 月 ○ 日 生 歳
相手方	本籍(国籍)	(戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。) 都 道 県
	住所	〒 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁目 ○ 番 ○ 号
	フリガナ名	ヒガシ ヤマ ヒコ タ 東 ヤマ ヒコ タ (本正昭和令和) ○ 年 ○ 月 ○ 日 生 歳

(注) 太枠の中だけ記入してください。 別表第二、調停(1/2)

申 立 て の 趣 旨	
相手方は、申立人に対し、遺留分侵害額に相当する金銭を支払うとの調停を求めます。	

申 立 て の 理 由	
1	被相続人東山太郎(本籍○○県○○市○○町○○丁目○番地)は、令和○年○月○日に死亡し、相続が開始しました。
2	相続人は、被相続人の子である申立人(長男)と相手方(二男)のほか、申立外中川美里(長女)の3人です。
3	被相続人は、別紙物件目録記載の土地及び建物を平成○年○月○日付け自筆証書遺言(令和○年○月○日検認済み)で、相手方に遺贈しました。相手方は、この遺言に基づき令和○年○月○日付け遺贈を原因とする所有権移転登記手続をしています。
4	被相続人の遺産は、上記土地及び建物だけで、その他に遺産及び負債はありません。
5	申立人は、相手方に対し、上記遺贈が申立人の遺留分を侵害するものであることから、令和○年○月○日到着の内容証明郵便により、遺留分侵害額請求権を行使する旨の意思表示をしましたが、相手方は金銭の支払についての話し合いに応じようとしないため、申立ての趣旨のとおり調停を求めます。

別表第二、調停(2/2)

226 間接強制申立書（子の引渡し）

受付印	間 接 強 制 申 立 書（子の引渡し）
収入印紙 円 予納郵便切手 円	（この欄に収入印紙2000円分を貼ってください。） （貼った印紙に押ししないでください。）

○ ○ 家 庭 裁 判 所 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	債 権 者 の 記 名 押 印	甲 野 花 子 (印)
---------------------------------	--------------------	-------------

添 付 書 類	(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。)	準 口 頭
	<input checked="" type="checkbox"/> 執行力のある債務名義正本 <input checked="" type="checkbox"/> 債務名義の送達証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 送達場所等の届出書 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 債務名義の確定証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 申立書副本 <input type="checkbox"/>

債 権 者	住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 (〇 方)
	フリガナ氏名	コウ ノ ハナ コ子 甲 野 花 子
債 務 者	住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 (〇 方)
	フリガナ氏名	ヒガシ ヤマ イチ ロー 東 山 一 郎
子	フリガナ氏名	ヒガシ ヤマ タ ロー 東 山 太 郎
	フリガナ氏名	

(注) 太枠の中だけ記入してください。
 (注) □の部分は、該当するものにチェックしてください。
 (1/3)

申 立 て て の 趣 旨
1 債務者は、子 東山太郎 を債権者に引き渡せ。 2 債務者が本決定の告知を受けた日から〇〇日以内に前項記載の債務を履行しないときは、債務者は、債権者に対し、上記期間経過の日の翌日から履行済みまで、1日当たり 〇〇〇〇 円の割合による金員を支払え。

申 立 て て の 理 由
債務者は、〇〇 家庭裁判所令和 ○ 年(家イ)第 〇〇〇 号 子の引渡し 事件の(□審判・決定、□判決、 <input checked="" type="checkbox"/> 調停調書、□和解調書、□) 正本に基づき、申立ての趣旨第1項記載の義務を有するところ、同義務を履行しない。 また、債務者に上記義務の履行を強制するための間接強制金は、下記の記載及びその記載を裏付ける書類等によれば、申立ての趣旨第2項記載の金員とすることが相当である。 よって、申立ての趣旨記載の裁判を求めらる。
記
1 債務者の資産・収支状況は、別表のとおりである。 2 債務者には、生計を同一にする家族が <input type="checkbox"/> いない。 <input checked="" type="checkbox"/> いる。 (続柄 子 氏名 甲野太郎 : 収入 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし) (続柄 氏名 : 収入 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) (続柄 氏名 : 収入 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)

(注) 太枠の中だけ記入してください。
 (注) □の部分は、該当するものにチェックしてください。
 (注) この申立書は、債務者に送付されたり、利害関係人が閲覧や謄写をしたりする可能性がありますので、その点に御留意のうえ、記載してください。
 (2/3)

〔解説〕

根拠

民事執行法第174条第1項第2号、同法第172条に基づく子の引渡しの間接強制の申立ては、家事雑事件である（受付通達別表第5・1231）。

概要

- 1 子の引渡しの間接強制とは、子を引き渡さない債務者に対し、金銭の支払を命じるなど一定の不利益を課すことにより心理的に圧迫し、自発的に義務の履行を強制する方法である。子の引渡しの強制執行は、①執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法（直接強制。前記225「執行官に子の引渡しを実施させる決定申立書」770頁参照）②債務者が、一定の期間内に子を引き渡さない場合は、履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭を債権者に支払うべき旨を命ずる方法（間接強制）により行う。直接強制の方法による強制執行は、①間接強制の決定が確定した日から2週間を経過したとき（間接強制の決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあっては、その期間を経過したとき）（民執174②Ⅰ）②間接強制の方法によっても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとは認められないとき（民執174②Ⅱ）③子の急迫の危険を防止するため直ちに強制執行をする必要があるときに行うことができる（民執174②Ⅲ）。
- 2 申立書には、①債権者及び債務者の氏名及び住所並びに代理人の氏名及び住所（民執規21Ⅰ）②債務名義の表示（民執規21Ⅱ）③子の氏名（民執規157①Ⅰ）④求める裁判（民執規21Ⅴ）を記載しなければならない。

申立手続

- 1 申立権者 債務名義（調停調書、審判書、審判前の保全処分決定又は判決書等）に記載されている債権者
- 2 管轄 調停、審判又は判決等をした家庭裁判所
- 3 申立費用 収入印紙2,000円（民訴費3①・別表第1①②イ）、予納郵便切手3,320円（500円4枚、100円2枚、84円10枚、50円2枚、10円15枚、5円4枚、1円10枚）
- 4 添付書類 執行力のある債務名義正本、債務者に対する債務名義の正本又は謄本の送達証明書、（執行文が不要とされた債務名義につき）債務名義の確定証明書

審判手続

- 1 間接強制の決定によって支払を命ずる額は、不履行により生ずる損害の額に限られることはない。不履行によって生じた額が、間接強制によって支払を得た額を超えるときは、債権者は、その超過額について損害賠償の請求をすることができる（民執172④）。